



外国人のみなさん!
がいこくじん

働き

日本で安心して働くために
はほん あんしん はたら
知ってほしいことを
し かが 書いています!

7
ポイント

く前に
まえ
し
知つてほしい

か 書いていること

はじめに

- ポイント1 かいしゃ はたら ひと やくそく き
会社と 働く人との 約束や 決まり
- ポイント2 はたら かいしゃ かね
働いて 会社から もらうお金 について
- ポイント3 はたら じかん
働く 時間について
- ポイント4 ざんぎょう じかん なが はたら
残業<きまつた時間より長く働くこと>について
- ポイント5 ゆうきゅう きゅうか かいしゃ かね
有給休暇<会社から お金をもらいながら
やす
とることができ休み>について
- ポイント6 かいこ かいしゃ
解雇<会社が やめさせる>
- ポイント7 たいしょく
かいしゃ はたら ひと
退職<あなたが やめる>について
- ポイント7 かいしゃ きも
会社の ハラスメント<働く人が
つらい気持ちになること>について

はじめに

ざいりゅう げつ なが にほん す がいこくじん
在留カード<3か月より 長く 日本に 住む 外国人が
にゅうかん かくにん
入管から もらう カード>を 確認します

あなたが、日本で 働くことが
できるかどうか、よく見てください。

しゅつにゅうこくかんり およ なんみんにんていひょう
※出入国管理及び難民認定法



しゅうろうせいげん
①就労制限なし

ざいりゅうしかく もと しゅうろうかつどう
②在留資格に基づく就労活動

か
のみ可

していしょ してい
③指定書により指定された

しゅうろうかつどう か
就労活動のみ可



しゅうろうふか
④就労不可

はたら
働くことが できません。

はたら しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
働きたいときは 出入国在留管理局で

ざいりゅう しかく へんこう きょか
「在留資格変更許可」か、

しかくがい かつどう きょか
「資格外活動許可」をもらいます。

はたら
働くことが できます。

はたら き
**日本では 働くときの 決まりが
あります。**



はじめに

はたら

働くときや やめるときに すること

しゅつにゅうこくかんり およ なんみんにんていほう だい じょう
※出入国管理及び難民認定法第19条の16

▶ 仕事を はじめるとき、やめるとき、違う会社で 働く
ときは、出入国在留管理庁に 知らせます。
(所属機関等に関する届出)

※ 在留カードを 持っている人は、
かならず 出入国在留管理庁に 知らせてください。

▶ 出入国在留管理庁に 知らせることを しなかったと
き、罰として、20万円以下の お金を 払わなければ
なりません。

※ うそをついたとき、刑務所<悪いことをした人が 行く
場所>に1年以下 行くか、20万円以下の お金を 払う
罰を 受けます。

しょぞくきかん とう かん とどけで
「所属機関等に関する届出」について

区分	在留資格	届出が必要な場合	届出事項	根拠条文	罰則
所属機関に関する届出	教授, 高度専門職1号 (八)・2号 (八), 経営・管理, 法律・会計業務, 医療, 教育, 企業内転勤, 技能実習, 留学, 研修	活動を行う機関の名称・所在地変更, 消滅, 離脱, 移籍	届出に係る中長期在留者の ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④国籍・地域 ⑤住居地 ⑥在留カード番号 ⑦事由に応じた届出事項	入管法第19条の16	入管法第71条の2第1号 (虚偽の届出)
	高度専門職1号(イ・ロ)・2号(イ・ロ), 研究, 技術・人文知識・国際業務, 介護, 興行, 技能, 特定技能	契約機関の名称変更, 所在地変更, 消滅, 契約終了, 新たな契約締結	入管法施行規則第19条の15, 別表第3の3	入管法第71条の5第3号 (届出義務違反)	

仕事をはじめることが決まったとき、やめることが決まったとき、違う会社で働くことが決まったときから、14日以内に、出入国在留管理庁に知らせてください。

し ほほう
知らせる方法↓

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう
 •出入国在留管理庁のホームページでインターネットを使って知らせる
 つか でんしとどけで りょうしゃじょうほうとうろく ひつよう
 (使うために「電子届出システム」利用者情報登録が必要です)

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく い
 •大阪出入国在留管理局に行く
 とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく ざいりゅうかんりじょうほうぶもん かみ おく
 •東京出入国在留管理局 在留管理情報部門へ紙で送る

おく かみ
 送る紙は、ホームページにあります。

(<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>)
 しょぞく かつどう きかん かん とどけで しょぞく けいやく きかん かん
 「所属(活動)機関に関する届出」または「所属(契約)機関に関する届出」を見てください。



はたら ひと ふ はたら
働く人が 増えたり 減ったりするときに
かいしゃ
会社がすること

かいしゃ
会社は ハローワークに 知らせます

ろうどうしさくそうごうすいしんほう だい じょう
※労働施策総合推進法第28条

がいこくじん はたら
外国人が 働き はじめるときや やめるとき、
かいしゃ しごと しょうかい くに やくしょ
会社は、ハローワーク<仕事を 紹介する 国の役所>に
し 知らせます。

がいこくじんこようじょうきょう とどけで だ
ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を 出してください。

だ ばつ まんえん いか かね
出さないとき、罰として、30万円以下の お金を
はら 払わなければなりません。

がいこくじん はたら まえ ひと にほん はたら
外国人が 働く 前に、その人が 日本で 働くことが できるか
どうか (在留資格や在留期限など) 、在留カードを よく見
てください！

■ケースその1

かいしゃ はたら ひと やくそく き
会社と 働く人との 約束や 決まり

やくそく き
約束や 決まりは
い 言いました。
か かみ
書いた 紙は
ありません。

かいしゃ き
会社の 決まりを
か かみ
書いた 紙が
ほしいです。



こんなとき、どうしたら よいのでしょうか？

■ポイントその1

1

はたら 働くための 約束 「労働契約」

あなたが かいしゃ はたら
会社で 働くとき、会社と 「労働契約」

といふ 約束をします。

「労働契約」は とても 大事です。

かいしゃ かみ か
会社から 紙に 書いたものを もらってください。

ろうどうけいやくほう だい じょう
※労働契約法第6条

2

はたら き か 働くときの 決まりを 変えるとき

き か
決まりを 変えるとき、会社と あなたが

どちらも 守れる 決まりに しなければ なりません。

ろうどうけいやくほう だい じょう
※労働契約法第8条

はたら き まも
働くときの 決まりを すべて 守ることができると

おも かいしゃ はたら やくそく
あなたが 思ったとき、会社と 働くための 約束

ろうどうけいやく
(労働契約) を することができます。

■ポイントその1

3

はたら
かいしゃ

き

か

し

働くときの 決まりを 書いて 知らせる

会社は、働くときの 決まりを **書いて**、あなたに 知らせなければなりません。次の 6つのことが **書いています**。

☆メール、SNSで 知らせることも できます。

※労働基準法第15条、同法施行規則第5条第1項

① 働くことを はじめる日、さいごの日

② さいごの日のあと、働く 約束が できるか

(さいごの日が 決まっているか)

③ どこで、どのような 仕事をするか

④ 働く時間、休む時間、休みの日

⑤ 働いて 会社から もらうお金は いくらか、

お金を もらう方法

⑥ 仕事を やめるとき (やめる方法や 決まり)

たと
例えれば こんなとき…



はたら
働くときの 決まりが変わりました。
か
わたしは 知らなかった。

おおさかふ ろうどう そうだん
大阪府労働相談センターへ 電話してください！
でんわ
☎06-6946-2600

■ケースその2

はたら かいしゃ かね
働いて 会社から もらうお金 について



かいしゃのひと
会社の人

じかん はたら
1時間 働いたら、
1,100円 渡します。

はい。
わかりました。



はたら かいしゃ かね
働いたら お金が

もらえる日



かね
お金がないです。
じかん はたら
1時間 働いたら、
800円 渡します。

かね
もらえるお金が
すく少ないです。



こんなとき、どうしたらよいのでしょうか？

■ポイントその2

1

ちんぎん はたら かいしゃ かね 賃金<働いて 会社から もらうお金>

はたら かいしゃ かね
働いて 会社から もらうお金のことを いいます。

- ① お金で ② 会社から あなたに ③ ぜんぶを
まいつき かい いじょう かいしゃ き ひ
④ 毎月1回 以上 ⑤ 会社が 決めた日に もらいます。

ろうどうきじゅんほう だい じょう だい じょう
※労働基準法第11条、第24条

2

ほうりつ き やす ちんぎん 法律で 決まっている いちばん 安い 賃金

おおさかふ はたら ひと やす ちんぎん
大阪府で 働く人が もらえる いちばん 安い 賃金は
じかん はたら えん ねん がつ にち
1時間 働いて 1,064円です。(2023年10月1日から)
かね ほうりつ き
このお金は 法律で 決まっています。

かね えん すぐ かいしゃ
もらった お金が 1,064円より 少ないとき、会社から
た ふん かいしゃ
足りない分を もらうことができます。

さいていちんぎんほう だい じょう だい こう
※最低賃金法第4条第1項

たと
例えば こんなとき…



じきゅう じかんはたら えん
時給<1時間働いて>800円しかも
らってない…

おおさかふ ろうどう そうだん でんわ
大阪府労働相談センターへ 電話してください！
☎06-6946-2600

■ケースその3

働く 時間について



10時間 ずっと 働いています。
とても 疲れました。
休み時間が ほしいです。



こんなとき、どうしたら よいのでしょうか？

■ポイントその3

1

働く時間 「労働時間」について

かいしゃ やくそく けいやく はたら じかん
会社と 約束 (契約) した 働く時間は、
はたら
いっしょうけんめいに 働かなければ なりません。
はたら じかん なが ほうりつ き
働く時間の 長さは 法律で 決まっています。

2

法律で 決まっている 働く時間 「法定労働時間」

にち ろうどうじかん はたら じかんいい
1日の 労働時間 = 8時間以内
やす はい
(休み時間は 入っていません)

しゅうかん ろうどうじかん はたら じかんいい
1週間の 労働時間 = 40時間以内
※労働基準法第32条

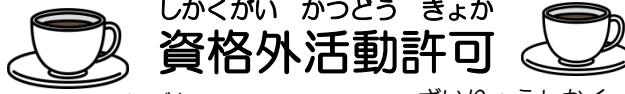
3

やす じかん 休み時間

にち はたら じかん じかん なが
1日の 働く時間が 6時間より 長いときは、
やす じかん ふん いじょう
休み時間は 45分以上でなければ なりません。

にち はたら じかん じかん なが
1日の 働く時間が 8時間より 長いときは、

やす じかん じかん いじょう
休み時間は 1時間以上で なければ なりません。
※労働基準法第34条



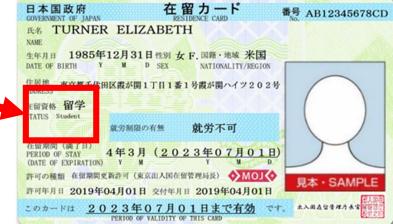
しかくがい かつどう きょか
資格外活動許可

＜仕事がない 在留資格の人が、仕事をしたいときに もらう
もの＞が もらえたとき

しゅつにゅうこくかんり およ なんみんにんていほう だい じょう だい こう
※出入国管理及び難民認定法第19条第2項

ざいりゅうしかく
在留資格

りゅうがく
留学



ざいりゅうしかく
りゅうがく

あなたの 在留資格が 「留学」 で、

しかくがい かつどう きょか

資格外活動許可を もらって アルバイトをするとき、

はたら

じかん

しゅうかん

じかん いない

働くことができる 時間は、1週間で **28時間以内**

なつやす

がっこう

やす

なが

にち

じかん いない

夏休みなど 学校の 休みが 長いときは、1日で **8時間以内** です。

りゅうがくせい
しかくがい かつどう きょか

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく

アルバイトをしたい 留学生は、出入国在留管理局で

しかくがい かつどう きょか

資格外活動許可を もらってください。

しかくがい かつどう きょか

ひつよう

かね

【資格外活動許可を もらうために 必要なもの】 ※お金は いりません。

しんせいしょ しかくがい かつどう きょか

だ かみ

・申請書<資格外活動許可を もらうために 出す紙>

ないよう はたら じかん

かね

か

・アルバイトの内容、働く時間、もらうお金 など 書いているもの

こようけいやくしょ

(雇用契約書のコピー)

ざいりゅう げつ なが にほん す がいこくじん にゅうかん

・在留カード<3か月より 長く 日本に 住む 外国人が 入管から もらう

カード>

たと

例えば こんなとき…

まいにち

じかん はたら

毎日 12時間働いています…



おおさかふ ろうどう そだん

でんわ

大阪府労働相談センターへ 電話してください！

☎06-6946-2600

■ケースその4

ざんぎょう 残業 <きまったく時間より
なが はたら 長く 働くこと>について



まいにち ざんぎょう 毎日 残業しています…
ざんぎょう ぶん しかし 残業した分の
かね お金は もらっていません。



あなたが 働くときの 決まりや、
はたら けいやく やくそく 働く契約（約束）を 知っていますか？

■ポイントその4

1

ざんぎょう 残業 (時間外労働)

ざんぎょう 残業は、会社と 約束した 時間より 長い時間
はたら 働くことです。

ざんぎょう 残業するときは、会社は あなたに いつもより 多く
かね はら お金 **を 払わなければなりません。**
(多くお金を 払わない 約束もあります)

2

わりまし ちんぎん 割増賃金<いつもより 多くもらえる お金>

にち じかん しゅうかん じかん なが はたら
1日で 8時間、1週間で 40時間より 長く 働いたときは、
かいしゃ ぱい いじょう かね はら ざんぎょう
会社は あなたに **1.25倍** 以上の お金を 払います。残業の
じかん かね ごご じ ごぜん じ
時間の お金です。午後10時から 午前5時まで
はたら おな やす ひ はたら
働いたときも 同じです。休みの日に働いたときは、
かいしゃ ぱい いじょう かね はら
会社は あなたに **1.35倍** 以上の お金を 払います。

※労働基準法第37条

たと 例えれば こんなとき…



かいしゃ さんぎょう い
会社から 「残業してください」と 言われました。
やりたくありません。どうしたらいいですか？

おおさかふ ろうどう そうだん でんわ
大阪府労働相談センターへ 電話してください！
☎06-6946-2600

■ケースその5

有給休暇<会社から お金を もらいながら
とることができ ^{やす}る 休み>について

正社員<ずっと 働く 約束で 働いている
ひと 人>は 有給休暇があります。
アルバイトには 有給休暇が ありません!



ほんとう
本当ですか？



会社が 言うことは ^{ただ}正しいですか？

■ポイントその5

1

有給休暇とは

ろうどうきじゅんほう だい じょう
※労働基準法第39条

あなたが 休みみたい日に 休むことができます。

お金を もらいながら 休むことができます。

有給休暇が もらえる人は、

働き はじめた日 から 6か月 働いている人で

働く日の 80%以上 働いた人 です。

働く すべての人 (パート、アルバイトの人も 入ります)

が もらえます。

休む 理由を 会社に 言わなくても もらえます。

※会社が 忙しいときは、会社が あなたに「休む日を 変えてほしい」と 言うこともあります。

たとえば こんなとき…



有給休暇を
もらっていない…

おおさかふ ろうどう そうだん
大阪府労働相談センターへ 電話してください！
☎06-6946-2600

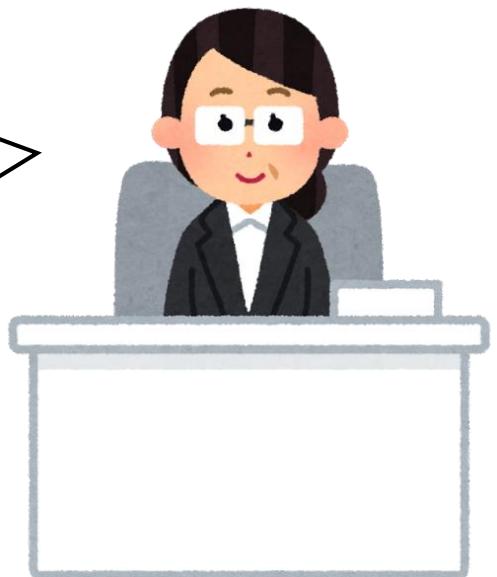
■ケースその6

解雇<会社が やめさせる>

退職<あなたが やめる>について

クビです。

明日から 会社に
来なくて いいです。



困ります。
理由は 何ですか？



会社は あなたを クビ<働くことができないようにする>
に できますか？

■ポイントその6

1

かいこ 解雇とは

ろうどうけいやくほうだい じょう
※労働契約法第16条ほか

かいしゃ か いしゃ
会社が あなたを やめさせることです。 ただ りゆう 正しい理由が

なければ、あなたを やめさせることは できません。

かいしゃ かいこ い
会社から「解雇」と 言われても すぐに「わかりました」と
い りゆう き
言わないでください。 理由を 聞いてください。

2

たいしょく 退職とは

みんぽう たい じょう
※民法第627条ほか

あなたが かいしゃ おも
会社を やめたいと 思って やめることです。 いつま
はたら かいしゃ やくそく ひと
で 働くか 会社と 約束していない人は、「たいしょく 退職したい」と
い はたら かいしゃ やくそく ひと ひ
言って、 2週間すぎたら、 会社を やめることができます。 い
つまで 働くか 会社と 約束している人は さいごの日まで やめ
ることが できません。 ただし、 しかたない理由があれば やめ
ることができます。

たと
例えは こんなとき…

かいしゃ
会社から
「来ないでください」
と言われました。

かいしゃ
会社を やめるか やめないか は、 あなたが き 決める
ことができます。

かいしゃ
やめたくないときは 会社に「やめたくない」と
い 言ってください。

WHY?



おおさかふ ろうどう そうだん
大阪府労働相談センターへ 電話してください！
電話番号 06-6946-2600

■ケースその7

会社の ハラスメント^{はたら}く働く人が つらい気持ち^{ひと}になること>について

会社の人がわたしを
大きな声で怒ります。
みんなが見ています。
わたしは つらい気持ちです。



こんなとき、どうすればよいのでしょうか？

■ポイントその7

1

働く場所でハラスメントがあったとき

かいしゃ はたら ばしょ
会社はあなたの話を聞いて、ハラスメントがなくなるようにしなければなりません。

ろうどうしあくそうごうすいしんぼう
※労働施策総合推進法ほか

1. まず、あなたにハラスメントをした人に「やめてください」と言ってください。

あなたがつらい気持ちということをわかるようにしてください。

2. それでもハラスメントがあるときは、メモをしてください。

(いつ、どこで、なにをされて、どう思ったかを紙に書く)

かいしゃ そだん
会社に相談してください。

●働く場所のハラスメントは、次のようなものがあります。

- ・パワハラ (つらい気持ちになることを言う、仕事がもらえないなど)
- ・セクハラ (あなたの体をさわる人がいるなど)
- ・マタハラ・ケアハラ (子ども産むこと、子どもを育てる、家族の世話のことであなたがつらい気持ちになることを言われるなど)
- ・外国人への差別 (宗教、文化などが日本と違うことや、外国人といふことが理由でつらい気持ちになることを言われるなど)

たと
例ええばこんなとき…



みんなが、

なかよくしてくれない

おおさかふ ろうどう そだん

大阪府労働相談センターへ電話してください！

☎06-6946-2600

**こま
困ったとき、わからないときは…**

おおさかふ ろうどう そうだん

大阪府労働相談センターへ

でんわ

電話してください！

TEL:06-6946-2600

そうだん

よやく

にほんご

※相談の 予約は 日本語で できます。

その他の相談窓口

内容	名称	電話番号	
労働条件（労働基準法関係）に関する相談をしたい	外国人労働者相談センター	06-6949-6490	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 (大阪労働局労働基準部監督課内) 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く) ※英語：月・水・金、ポルトガル語：水・木、中国語：火、水、木、金、ベトナム語：金
職業相談・職業紹介・求人情報の提供を受けたい	大阪外国人雇用サービスセンター	06-7709-9465	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階 月～金曜日10:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※英語：月～金、中国語：月～金、ポルトガル語：月～金、スペイン語：火、木、ベトナム語：第1,3,5水、木 ネパール語：水 (通訳の配置時間は13:00～18:00) ※通訳を希望される場合は事前に電話にてご連絡ください。
	ハローワーク堺 外国人雇用サービスコーナー	072-222-5049	堺市堺区南瓦町2-29堺地方合同庁舎1～3階 (ハローワーク堺内) 13:00～17:00 ※中国語：月、火、ポルトガル語：木、スペイン語：第2・第4水、金 ※通訳を希望される場合は事前に電話にてご連絡ください。
在留資格、労働・仕事・医療、福祉、教育など暮らし一般の相談をしたい	(公財)大阪府国際交流財団 (OFIX) 大阪府外国人情報コーナー	06-6941-2297	中央区本町橋2-5マイドームおおさか5階 月・金9:00～20:00 (祝日除く。17:30以降に訪問の場合は要事前予約) 火・水・木9:00～17:30 (祝日除く)、第2・4日曜 13:00～17:00 ※英語、中国語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ネパール語に対応
外国人の人権についての相談をしたい	法務省 外國語人権相談ダイヤル	0570-090911	平日 (年末年始除く) 9:00～17:00 ※英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語
	大阪弁護士会 外国人の人権電話相談	06-6364-6251	第2・4金12:00～17:00 ※英語、韓国(朝鮮)語、中国語
出入国管理に関する手続きの案内、相談がしたい	外国人在留総合 インフォメーションセンター	0570-013904 IP電話、PHS 03-5796-7112	平日8:30～17:15 ※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語

よやく
予約してください
かねい
お金は要りません
がいこくじん

おんらいん
オンラインで
そうだん
相談できます



ろうどうそうだん 外国人のための労働相談

にちじ まいつきだい だい げつようび げんそく かいさい
日時：毎月第1、第3月曜日（原則）開催
じ ぶん じ ふん
13時30分から17時15分

ちんぎん
賃金

ろうどうじかん
労働時間

せくはら
セクハラ

かいこ たいしょく
解雇・退職

ろうどうけいやく
労働契約

ばわはら
パワハラ

そうだんほうほう おんらいん らいしょ てんわ よやくせい
相談方法：オンライン、来所、電話（すべて予約制）
げんそく そうだんじっしふ えいざようびまえ よやくうけつけ
※原則、相談実施日の2営業日前まで予約受付

つうやくげんご えいご ちゅうごくご かんこくちょうせんご ほるとがる ご すべいん ご
通訳言語：英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、

たいご ふいりびん ご べとなむ ご いんどねしあ ご ねばーる ご
タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語

とあ もうこ
問い合わせ・申し込み：

おおさかふがいこくじんじょうほうこーなー ☎ 06-6941-2297

大阪府外国人情報コーナー ☎ jouhou-c@ofix.or.jp

おおさかしちゅうおうくほんまちばし まいピーエム かい
大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階



大阪府労働相談センター

Q 検索



©2014 大阪府もすやん